一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古川三〇八、三一四の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字小川字沢水一二〇、一二七、一四六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字黒沢津肥六四八八の三、六四八九の一、六四九〇、六四九二、六四九二の乙、六四九二の丙、六四九七、六四九七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字黒沢津肥六四八九の乙、六四九〇、六四九二、六四九二の丙、六四九七、六四九七の一、六五九五の乙、六五九六、六五九八、字西木場七三六〇の二、七三六〇の五から七三六〇の八まで、七三六〇の一六、七三六〇の一八、七三六一、七三六一の一、七三六一の二、七三六二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。
令和八年六月二十六日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき七八、九七〇円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
二　異性化糖軽減額　零円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一八五、一九二円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、七一八円）
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一八一、二一三円（うち消費税額及び地方消費税額分　一三、四二三円）
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二一、六三四円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四〇、九四二円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき九六、八一〇円
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格は、次の表の上欄に掲げる輸入加糖調製品の種類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
適用期間　令和八年七月一日から九月三十日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	○・九七七	一キログラムにつき二〇三円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき二八円